

第4章 生涯学習の推進

重点目標1 生涯学習の推進	
施策1 人生を豊かにできる生涯学習の推進	
目 標	<p>個人でもグループでも、誰もが学習できる魅力あるプログラムづくりを進め、市民のニーズに応えます。</p> <p>生涯学習情報の収集を図り、情報提供のネットワークと相談体制を充実させます。</p> <p>生涯学習施設の新設、既存施設の改修・整備を進めます。</p>
現 状 と 課 題	<p>高齢化社会が進行する中で、市民のライフステージや生活課題等に応じた多様な生涯学習機会の充実と、学習情報の提供が必要です。</p> <p>また、障害の有無にかかわらず、誰もが学習の機会が得られるような環境の整備が求められています。</p> <p>新たな施設として、おおたかの森センター、おおたかの森こども図書館、おおたかの森ホールが開設され、生涯学習の場として利用されています。その一方で、安全・快適に生涯学習施設が利用できるよう、公民館等の老朽化した施設の改修が課題となっています。</p> <p>インターネットやメディアの発達、習い事や余暇などの過ごし方の変化により、子どもの「読書離れ・活字離れ」が指摘されています。</p>

(1) 多様な生涯学習機会の充実

- ・乳幼児期、児童期、青年期、高齢期など、ライフステージに応じた学習機会の充実に努めます。
- ・健康、安全、人権、国際化、環境など、生活課題に応じた学習機会の充実に努めます。
- ・「バリアフリー演劇鑑賞会」など、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめる学習機会の充実に努めます。
- ・市民の学習ニーズに応えられるような学習プログラムづくりに努めます。
- ・高校や大学との連携を図り、協働による開放講座などを開催します。
- ・地域のNPO等と連携した学習機会を提供します。
- ・各種ボランティア養成講座を開催し、ボランティア意識の啓発を図るとともに、ボランティアグループと協働した事業を進めます。
- ・家庭や学校との連携による「家庭教育講座」や乳幼児をもつ親子を対象としたセミナーの開催など、子育てのための学習機会を提供します。
- ・「流山市子どもの読書活動推進計画」により、図書館資料の学校への団体貸出や、市内の保育所（園）などに絵本のブックセットを設置するなど、子どもの読書活動を推進します。
- ・図書をはじめ電子書籍、新聞、視聴覚資料など、市民の多様な読書要求に応えられるよう、図書館が所蔵すべき資料の充実に努めます。

【ライフステージに対応した学習充実事業】

【生活課題に対応した学習充実事業】

【基盤・学習機会整備事業】

【高校・大学との連携による学習充実事業】

【民間企業等との連携による学習充実事業】

【家庭教育事業】

【おおたかの森こども図書館資料充実事業】

【図書館資料購入事業】

(2) 生涯学習の環境整備

- ・市民が安全・快適に利用できるよう、生涯学習施設の計画的な改修・整備を進めます。
- ・東部公民館、北部公民館のバリアフリー化を推進するため、エレベーターの設置を進めます。
- ・利用者が増加している中央図書館南流山分館は、施設が狭いことから、より機能を充実した地域図書館として整備を進めます。
- ・公民館・図書館などのホームページ、さわやかちば県民プラザの情報提供システムなどを活用し、最新の生涯学習情報の提供に努めます。
- ・図書館レファレンスサービス (※1) の充実に努めます。
- ・インターネットを利用して、自宅などから蔵書検索や貸出予約、貸出期限の延長、パスワード提供ができる図書館電算システムを活用して、情報提供サービスの充実に努めます。

(※1) 利用者が学習・研究・調査を目的とした必要な資料が見つからないときや、図書館の使い方がわからないときなどに、これを手助けする支援を行うこと。

【東部公民館施設整備改修事業】

【北部公民館施設整備改修事業】

【(仮称) 南流山地域図書館整備事業】

【図書館情報提供サービス事業】

重点目標 2 青少年の健全育成	
施策 2 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実	
目 標	<p>青少年が社会の一員として自覚を持ち、他人や社会への思いやりをもてるように育成します。</p> <p>青少年が犯罪や事故に巻き込まれたり、非行に走ったりすることがないように社会環境づくりに努めます。</p> <p>青少年が一人で悩むことがないように相談体制を充実します。</p>
現 状 と 課 題	<p>青少年を取り巻く社会環境は、高齢化や核家族化に伴う家庭や地域の教育力の低下、インターネットの普及による情報の氾濫など、過去の時代とは大きく変化しています。このような中で、次世代を担う青少年が、夢と希望に満ち、健やかに明るく育っていけるよう、青少年健全育成のための体制・事業の充実を図り、地域の環境浄化を推進する必要があります。</p> <p>各地で青少年を取り巻く事件が発生している中、地域住民・各種育成団体や関係機関・教員等による見守りやパトロールを強化し、青少年やその保護者が一人で悩むことがないように、専門相談員による相談を充実させ、青少年の安心安全を見守る活動を多くのボランティアの協力を得て行っています。</p> <p>希薄な人間関係が増加しているといわれる中、青少年が多彩な体験や社会の基本的なルールを学ぶ機会をつくる必要があります。</p>

(1) 健全育成体制の充実

- ・「少年の日」「家庭の日」をPRし、親子がふれあえる事業を市民、行政、青少年関係団体と連携して推進します。
- ・青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連絡協議会など青少年育成団体の活動をサポートします。
- ・青少年の非行防止等の活動をする青少年指導センター補導員連絡協議会、学校警察連絡協議会の活動をサポートします。
- ・青少年健全育成ボランティアを育成・サポートするため、研修などを通じてボランティアの養成を図ります。

【青少年健全育成団体運営事業】

(2) 健全育成事業の充実

- ・青少年健全育成団体とともに、青少年の自立や社会参加活動を支援し、活動の場や機会を提供します。
- ・青少年が日頃考えていることや抱負を自分の言葉で表現し、多くの方々に訴える青少年主張大会を充実させ、広く青少年問題を提起します。
- ・姉妹都市との交流を推進するため、少年サッカー、剣道、野球の交流事業をサポートします。
- ・市内で唯一のキャンプ場「げんき村キャンプ場」の周知を図り、施設の特色を生かした自然体験や野外活動の場を提供します。

【青少年健全育成団体運営事業】

【青少年主張大会運営事業】

【姉妹都市少年スポーツ交流事業】

【げんき村キャンプ場運営管理事業】

(3) 社会環境浄化活動の充実

- ・青少年の問題行動について考え、地域・家庭の教育力の向上を図ることを目的に「つどい」（集会活動）を開催するなど青少年ふれあい運動を展開します。
- ・青少年が立ち寄る店舗等の利用実態を調査します。
- ・街頭等でのパトロールを実施し、青少年の非行防止や健全育成のための補導活動を推進します。
- ・県及び市で実施するネットパトロールの情報について連携強化を進め、青少年が加害者や被害者になることを未然に防ぎます。

【青少年社会環境浄化事業】

(4) 相談事業の充実

- ・青少年やその保護者たちが一人で悩むことがないように、青少年専門相談員による電話、訪問、相談室での相談を充実します。
- ・いじめなどの相談内容については、他の機関との情報の共有化及び緊密な連携を図ります。

【青少年相談事業】

重点目標 3 文化芸術の醸成と歴史の継承	
施策 3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承	
目 標	<p>多くの市民が芸術、文化に触れ、自ら創造する機会を増やします。</p> <p>市内の文化財等を保護し、次世代に伝えていきます。</p>
現 状 と 課 題	<p>芸術作品の展示や鑑賞会の開催とともに、文化芸術団体への支援を行っています。今後はさらに、市民の文化芸術活動を促進するため、質の高い文化芸術に接する機会や、活動成果を発表する機会の充実を図る必要があります。</p> <p>流山を故郷とする市民が増える中で、郷土の歴史や文化等への関心が高まるような企画展等の開催や調査研究を進めていく必要があります。また、市内の有形・無形文化財などを保存・活用し、次世代に継承する必要があります。</p>

(1) 市民主体の文化芸術活動の促進

- ・文化芸術団体に発表の場を提供し、活動をサポートします。
- ・市民の自発的な文化芸術活動を促進するため、活動団体のPRや発表機会の充実に努めます。
- ・市民団体などの実行委員会による文化芸術活動をサポートします。
- ・舞台芸術のワークショップや音楽のワークショップなど、体験学習の場を提供します。

【芸術・文化振興事業】

【文化祭開催事業】

【高校・大学との連携による学習充実事業】

(2) 優れた文化芸術に親しめる機会の充実

- ・文化芸術の新たな拠点となる、おおたかの森ホールは、国内外の一流アーティストを招聘した、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会を提供します。
- ・実行委員会との協働で、コンサートなどを鑑賞する機会を提供します。
- ・市民団体が活動成果を発表できる機会をサポートし、市民への文化芸術普及と高揚を図ります。
- ・市役所ロビー等で、来庁者が音楽の生演奏や文化芸術作品を気軽に楽しめる機会を提供します。

【市民芸術劇場事業】

【市民音楽祭開催事業】

【文化祭開催事業】

【市民ギャラリー展示事業】

(3) 歴史的文化的遺産の保存・活用

- ・郷土の歴史や文化等の企画展や講座を開催するなど、博物館活動の充実を図ります。
- ・市内に残る歴史資料や古文書の調査・研究を進めるとともに、親しみやすい市史の刊行を進めます。
- ・学術上、歴史上、文化上の価値が高いと認められる本市の遺産については、文化財の指定を進め、その保存と活用を図ります。
- ・「秋元家住宅土蔵（国登録有形文化財）」や「割烹新川屋本館」の保存・修復を行い、公開・活用を進めます。
- ・市内の歴史や文化財への関心を高めるため、市内小・中学校などへの出前授業や、文化財・遺跡見学会などを実施します。
- ・埋蔵文化財の保存や調査に努めるとともに、研究成果を公開・活用します。

【博物館活動事業】

【企画展開催事業】

【文化財保護推進事業】

【指定等文化財保存活用整備事業】

【埋蔵文化財発掘調査事業】

重点目標 4 スポーツの振興	
施策 4 スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進	
目 標	<p>新たにオープンした市民総合体育館を拠点として、子どもから高齢者、障害者など市民の誰もがスポーツに親しめるよう、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ（スポーツボランティアの育成等）」などスポーツの基盤を整備します。</p> <p>生涯スポーツ団体や指導者の育成を図るとともに、生涯スポーツ・体力増進に取り組む市民を増やします。</p> <p>老朽化した施設の改修整備や建て替え、学校施設の有効利用などにより、スポーツ活動の拠点を提供します。</p>
現 状 と 課 題	<p>体力づくりの指導や各種スポーツのレベル向上のため、専門的知識や経験を持つスポーツ指導の人材の養成・確保が課題となっています。</p> <p>スポーツ施設の計画的な改修・整備とともに、老朽化しているスポーツ施設の維持管理に努める必要があります。</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘致と、大会後の継続的なスポーツ振興につなげるため、トップアスリートとの交流やスポーツボランティアの養成などを推進する必要があります。</p>

(1) スポーツ活動の促進

- ・スポーツレクリエーション祭をはじめ、各種スポーツイベントを開催し、市民が気軽にスポーツに親しむきっかけや、スポーツを生活の一部として取り入れたい市民に対し機会を提供します。
- ・コミュニティスポーツリーダーによる講習会やウォータービクス講習会などを開催し、市民の体力向上促進を図ります。
- ・各種スポーツ団体と生涯スポーツ指導者に対し研修会を開催するなど育成を図ります。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘致と、大会後の継続的なスポーツ振興につなげるため、トップアスリートとの交流やスポーツボランティアの育成を図ります。

【みんなのスポーツ活動推進事業】

【健康・体力づくり活動事業】

【スポーツ講習会・大会開催事業】

【生涯スポーツ指導者の育成と活用事業】

【東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地等誘致事業】

(2) スポーツ環境の整備

- ・総合運動公園野球場観覧席の建設をはじめ、スポーツ施設の大規模改修や設備機器などの計画的な更新を進めます。
- ・市民が安全・快適に利用できるよう、施設の計画的な改修を進めます。
- ・北部柔道場の建て替えを進めます。
- ・スポーツ施設の管理運営に指定管理者制度を活用し、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を進め、市民満足度の向上を図ります。
- ・学校体育施設の利用を促進します。

【体育施設改修・整備事業】

【北部柔道場建替事業】

【体育施設指定管理者事業】

【学校体育施設利用促進事業】